

山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

山口労働局一般公示第28号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、山口県最低賃金の決定（改正決定）に係る専門部会の委員を任命したいので、山口県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和6年7月4日

山口労働局長 友住 弘一郎

記

山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、山口県の区域内で事業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、山口県の区域内で事業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和6年7月18日（木）

(3) 推薦書の提出先

山口労働局労働基準部賃金室（山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館）

山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、山口県の区域内で事業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、山口県の区域内で事業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和 6 年 7 月 1 8 日（木）

(3) 推薦書の提出先

山口労働局労働基準部賃金室

（山口市中河原町 6 番 16 号 山口地方合同庁舎 2 号館）

令和 年 月 日

山口労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者氏名）

山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会の使用者代表委員の候補として下記の者の内諾書を添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年 齢	現職（現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること）	略 歴

令和 年 月 日

山口労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者氏名）

山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会の労働者代表委員の候補として下記の者の内諾書を添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年 齢	現職（現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること）	略 歴

内 諾 書

山口労働局長 殿

令和 年 月 日

氏名

私は、山口地方最低賃金審議会山口最低賃金専門部会の委員に任命されたときは、就任することを内諾します。

